

東南アジア地域持続的水産業推進事業 [拡充]

【205（198）百万円】

対策のポイント

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）の持続的水産業の推進のための取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係の強化を図ります。

<背景/課題>

- ・ SEAFDECは、ASEAN地域の持続的な水産業の発展を目的として設立された国際機関で、我が国及び全ASEAN諸国の計11カ国で構成されています。
- ・ 我が国は、SEAFDECへの支援を通じて構築した信頼関係を背景に、国際的な漁業問題に対して、ASEAN諸国と、協調して対応してきています。
- ・ ワシントン条約（CITES）でのウナギを巡る議論や、深刻な被害をもたらす魚病等の我が国にも重要な課題に対するSEAFDECの取組を支援することが必要です。

政策目標

事業終了後3年以内（平成33年度）までに、

- SEAFDEC加盟国の5割において漁船・漁獲データ管理体制を整備。
- 本事業の対象国の5割における環境に配慮した養殖又は漁場管理に係る取組の開始及びIUU漁業対策に係るガイドラインの策定。

<主な内容>

1. 東南アジア持続的漁業推進事業

92（107）百万円

CITES等、水産資源の持続的利用に影響を及ぼす国際問題の分析及びその共通理解と対応能力の強化、違法・無報告・無規制（IUU）漁業撲滅のための漁船登録や漁獲物認証システム強化、IUU漁業に関する取組に係るガイドラインの策定に関する取組等を支援します。

2. 東南アジア増養殖管理推進事業 [拡充]

94（68）百万円

地域に対応した養殖魚種の魚病・衛生管理対策や複数種飼育など、環境・安全に配慮した養殖手法の開発に関する取組を支援します。

CITES附属書への掲載提案が懸念される漁業対象種の資源管理を推進するため、増殖推進や持続的な養殖業の展開に係る取組を支援します。

3. 東南アジア内水面漁業管理推進事業

20（23）百万円

内水面漁業の実態を踏まえ、漁業・漁場管理方策の策定や、高度利用が進んでいない内水面漁獲物の取扱・加工技術の開発に関する取組を支援します。

〔 拠出先：東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）
事業実施期間：1 平成25年度～平成30年度
2及び3 平成26年度～平成30年度 〕

〔 お問い合わせ先：
大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
水産庁国際課（03-6744-2367） 〕

東南アジア地域持続的水産業推進事業

事業概要・目的

○東南アジア地域はマグロ類の産卵海域・エビ類の供給地であるなど、健全な漁業開発が我が国にとっても重要
○国際漁業問題への対応や経済連携推進のため、ASEAN諸国と我が国との連携をより強固にする必要

2016年に開催されたワシントン条約(CITES)締約国会議CoP17において、ウナギ類の資源や貿易の状況等を議論する場の設置するという提案が採択されるなど、ウナギ類の資源状況に対する懸念が高まっており、東南アジア地域においても対策の強化が急務

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)の熱帯ウナギ類をはじめとする漁業対象種の資源管理対策に係る取組等を支援することで、ASEAN地域における持続的水産業の確立を推進

SEAFDEC

目的: 東南アジア地域の漁業開発促進
加盟国: ASEAN諸国及び我が国
我が国は同機関への支援を通じ、東南アジア諸国との信頼関係を構築



資金の流れ



事業イメージ・具体例

①持続的漁業の推進

IUU漁業等の国際問題対策、漁獲データ収集、漁船登録、ASEAN地域の漁獲物認証システムの強化への支援

②持続的増養殖管理の推進

熱帯ウナギ類の資源管理対策の強化、地域に対応した魚病対策、漁場状況把握、環境・安全に配慮した増養殖技術、新しい養殖技術の開発・普及を支援

③内水面漁業の管理の推進

内水面漁業資源の管理方策、漁獲物の加工・取扱技術の開発・普及を支援

これらのうち、

熱帯ウナギ類の資源管理、地域に対応した魚病に対する技術支援、及び持続的な増養殖管理の推進のための取組について重点的に事業を実施

期待される効果

- ①2021年までに対象国の5割において漁船・漁獲データ管理体制整備。
- ②2021年までに対象国の5割において環境・安全に配慮した養殖又は漁場管理に係る取組開始、IUUに係るガイドラインの策定

- 東南アジア地域における持続的水産業の実現
- 水産関係国際会議の場での我が国との協調対応

我が国の食料安全保障に貢献